

熊本地域医療センターにおける 包括同意について

当院では、診療上の必要があると認められた処置、検査(手術・麻酔・輸血)については原則として説明を行い、同意をいただいています。

ただし、患者さんの状態や状況に応じ、一般的に医師が立ち会う必要がなく、心身への負担が少ない検査・処置(採血やレントゲン、薬剤処方など)に関しては、改めて説明し同意をいただくことなく診療の一部として施行させていただきます。

これらの診療行為は一定以上の経験を有する者によって行われますが、時に出血、迷走神経反応、神経損傷などの合併症を伴うことがあります。このような場合、合併症の治療は通常の保険診療として行われます。

なお、通常は同意を得て行う輸血や手術・処置なども緊急時(生命の維持が脅かされる身体状態など)で、本人や家族等の意見が確認できない場合は、同意を得ずに行うこともあります。

当院での受診を希望される方は、これらの点についてあらかじめご理解いただきますようお願い致します。

ご不明な点がございましたら、担当の医師または看護師、その他スタッフまでご遠慮なくお申し出ください。

上記のうち同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。またこれらのお申し出は後からいつでも撤回、変更することが可能です。

2023年7月18日

院長